

- 2 支払いは、原則として銀行振り込みとする。但、少額の場合は現金でもよい。
- 3 領収書は、会計責任者もしくは会計責任者の了承を得て出納責任者が発行する。

(預金及び公印管理)

第21条 預金の名義人は、会長とする。

- 2 出納に使用する印鑑は、出納責任者が保管し、会計責任者もしくは会計責任者の了承を得て出納責任者が押印するものとする。
- 3 金融機関との取引を開始、又は廃止するときは、会長の承認を受けなければならない。

(手元現金)

第22条 出納責任者は、日々の現金支払いに充てる為、必要最小限度の手元現金を置くことができる。

(残高照会)

第23条 出納責任者は、現金残高を毎日出納簿の残高と照合しなければならない。

- 2 預貯金については、原則として月に1回預貯金通帳の残高と帳簿残高を照合しなければならない。
- 3 前2項において、差額のあるときは、速やかに会計責任者に報告し、その指示を受けるものとする。
- 4 預貯金については、毎年度3月31日現在の残高証明書を手入れしなければならない。

第5章 固定資産

(定義)

第24条 固定資産とは、耐用年数1年以上かつ取得価格5万円以上の有形固定資産及び無形固定資産をいう。

(取得価格)

第25条 固定資産の取得価格は、次による。

- (1) 購入によるものは、その購入価格及びその付帯費用
- (2) 建設に係るものは、その建設に要した費用
- (3) 交換によるものは、その交換に対して提供した資産の価格
- (4) 贈与によるものは、そのときの適正な評価額

(固定資産の管理)

第26条 固定資産は、台帳を整え、その保全状況及び移動について記録し、移管、破損、紛失のあった場合は会計責任者及び会長に報告しなくてはならない。

- 2 固定資産を処分する場合は、理事会の承認を得なければならない。

(登記及び担保)

第27条 不動産登記を必要とする固定資産は、登記し、損害のおそれのある資産は、適正額の損害保険を付さなければならない。

第6章 決 算

(決算書類の作成)

第28条 本会は、毎会計年度終了後、速やかに事業報告書及び次の決算書類を作成しなければならない。

- (1) 収支計算書
- (2) 正味財産増減計算書
- (3) 貸借対照表
- (4) 財産目録
- (5) 必要に応じて附属明細書

(監査及び報告)

第29条 前条の決算書類は、監事の監査を受け、総会の承認を得なければならない。

(改廃)

第30条 この規程を改廃するときは、理事会の承認を経て行うとする。

(雑則)

第31条 この規程は、理事会の決議を経なければ変更することはできない。

(附則)

第32条 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

旅 費 規 程

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人岐阜県臨床検査技師会の会務のため出張する会員、その他の者に支給する旅費に関し、当会の予算事情を勘案し、その支給基準を定め予算の適正かつ効率的な支出を図ることを目的として定める。

(旅費の支給)

第 2 条 本会の会長その他の者が会務のため出張した場合は旅費を支給する。

(旅費支給の手続)

第 3 条 旅費支給を受けることが必要な時は、出張者氏名、用件、出張先、出張出発日帰着日を申請書に記載し、会長の承認を得なければならない。

(旅費の種類)

第 4 条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓費、燃料代、高速道路料金の 9 種類とする。

(旅費の計算)

第 5 条 旅費の計算には、平日の場合は出張者の所属する施設を、休日の場合は出張者の自宅を基点とする。出張が岐阜県内にとどまる場合、基点からの最も経済的な経路の自家用車の燃料代を支給する。総往復距離が100kmを超え、当該経路に高速道路が存在する場合は高速道路料金を支給する。出張が岐阜県外に及ぶ場合は、基点からの最も経済的な通常の経路及び方法により要する旅費により計算する。

2 日当、食卓費は日数に応じ、宿泊料は夜数に応じ支給する。

(出張日数)

第 6 条 出張日数は会務のため要した日数による。ただし天災等やむを得ない事情により行動できない場合はその日数を加算する。

(旅費の額)

第 7 条 旅費支給額は、別表支給基準表による。

(旅費の制限及び取扱いの特例)

第 8 条 旅費は、会長もしくは各部長の命じたものを優先して支給調整でき、時宜により旅費の一部もしくは全部支給しないことがある。

2 出張中会務のため要した費用で、会長の承認を得たものは、その実費を支給する。

3 特別の事情で、この規程によることができないものについては、常務理事会で処理する。

(改廃)

第 9 条 この規程の改廃は、理事会の承認を得て行なうとする。

(雑則)

第 10 条 この規程は、理事会の決議を経なければ変更することはできない。

(付則)

第 11 条 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

別 表 旅費支給基準

鉄道賃・船賃・航空賃・車賃	運賃実費
特急料金・急行料金	100km以上の場合実費
日 当	1日 1,000円
宿泊料	実費（10,000円を限度とする）
食卓費	1食 1,000円以内
燃料代	おおよその距離を地図上で算定し、ガソリン代として200円/10km/ℓで計算し10円以下は切り上げる
高速道路料金	最寄りの区間の往復高速料金

役員選挙規程

第1章 総 則

- 第1条 一般社団法人岐阜県臨床検査技師会の役員選挙に関しては、定款および組織運営規程によるほかこの規程の定めるところによる。
- 第2条 正会員は、選挙権および被選挙権を有する。
- 第3条 役員を選任は、総会において承認する。
- 第4条 役員の任期は、定款の定めるところによるが、その改選等による交代は、会長は総会時、その他の役員にあっては、当該担当事務引継ぎの時点において行うものとする。

第2章 組織と運営

- 第5条 選挙の運営および選挙に関する事務処理等を円滑に実施するために、選挙管理委員会および役員推薦委員会をおく。
- 第6条 選挙管理委員会の委員は、各地区（岐阜、西濃、東濃、中濃および飛騨）において役員以外より各1名選出し、その定員は5名とする。
- 2 役員推薦委員会の委員は、各地区（岐阜、西濃、東濃、中濃および飛騨）において役員以外より各2名選出し、その定員は10名とする。
- 3 選挙管理委員と役員推薦委員を兼ねることはできない。
- 第7条 選挙管理委員会および役員推薦委員会の委員の任期は、選出された時点より2年とし、再任は妨げない。委員の欠員が生じた場合は補充し、その任期は前任者の残任期間とする。
- 第8条 選挙管理委員会および役員推薦委員会は委員の互選により、委員長を選出する。
- 第9条 選挙管理委員会および役員推薦委員会の委員長は委員会を代表し、選挙の管理ならびに役員への推薦に関する業務を統括する。

第3章 会 議

- 第10条 選挙管理委員会および役員推薦委員会は委員により構成する。
- 2 選挙管理委員会および役員推薦委員会の議長は委員長とする。
- 3 選挙管理委員会および役員推薦委員会は委員長が招集する。
- 4 選挙管理委員会および役員推薦委員会は構成委員の半数以上の出席により成立する。
- 5 選挙管理委員会および役員推薦委員会の議決は、出席者の過半数の賛成により決定し、同数の場合は議長がこれを決定する。
- 第11条 選挙管理委員会および役員推薦委員会は常務理事・部長会議および理事会、あるいはその他の委員会と合同で開催することができる。
- 選挙管理委員会および役員推薦委員会は、合同で開催することができる。
- 2 選挙管理委員会および役員推薦委員会は必要に応じ、会員の出席を求め意見を聞くことができる。
- 3 選挙管理委員会および役員推薦委員会は改選準備のために、1年に1回以上の会議を開催することとする。

第4章 選挙管理

第12条 選挙管理委員会は次に掲げる選挙事務を行う。

- (1) 選挙の告示
- (2) 立候補および推薦候補の受付
- (3) 選挙広報の作成および発行
- (4) 投票用紙の作成および交付
- (5) 投票および開票の管理
- (6) 当選・信任の確認および公示
- (7) 選挙運動の統制
- (8) その他選挙に関する必要事項

第13条 選挙告示は地区総会の1ヵ月以前とする。

第14条 選挙管理委員は選挙運動を行ってはならない。

第15条 選挙管理委員は役員に立候補または推薦候補となることはできない。立候補するとき、または推薦候補となるときは委員を退任しなければならない。

第5章 立候補と推薦

第16条 役員は立候補または推薦候補とする。

第17条 役員に立候補しようとするものは、地区総会の3週間前までに、各地区選挙管理委員に届け出なければならない。

第18条 役員候補を推薦しようとするものは、候補者の承諾を得て選挙日より地区総会の3週間前までに、各地区選挙管理委員に届け出なければならない。

第19条 各地区役員推薦委員は、各地区総会で決議された役員候補者を役員推薦委員会に推薦しなければならない。

第20条 候補者が定数に満たない場合は、役員推薦委員会で推薦し調整しなければならない。

第21条 役員推薦委員会は総会の2ヵ月前までに、選挙管理委員会に候補者名簿を提出しなければならない。

第22条 立候補を辞退するとき、または推薦候補を辞退するときは、推薦者の承諾を得て、辞退届を立候補締め切り5日前までに各地区選挙管理委員に届けなければならない。

第23条 役員のうち理事の選任は、第19条により役員推薦委員会に推薦された候補中より選出する。

第6章 選挙と投票

第24条 各地区における理事候補者の選挙は次に掲げる方法によるものとする。

- 2 候補者が立候補及び推薦を含め、組織運営規程22条による地区の定数以上ある場合は、該当地区の会員により選挙を行う。
- 3 候補者の選出は該当地区会員の過半数の承認を得なければならない。

- 第25条 役員の選任は次に掲げる方法によるものとする。
- 2 選任は各地区で選任された役員候補者に対し、全会員による書面評決とする。
 - 3 選任は有効書面の過半数を得なければならない。
 - 4 選任されたものが22名に達しない場合、役員推薦委員は、再度役員候補を選出しなければならない。
 - 5 監事の選任は、役員推薦委員会の推薦により理事会に報告し、全会員による書面評決とする。
 - 6 書面評決は通信投票とする。選挙管理委員会は投票締め切り後、直ちに委員会を開催し、開票する。その後理事会及び総会で報告する。
- 第26条 開票は、役員以外の正会員2名の立ち会いを必要とする。
- 第27条 選挙管理委員会は開票の結果、当選者氏名を公開しなければならない。
- 第28条 その他の必要事項が生じたときは、選挙管理委員長は委員会のみならず役員を招集して協議することができる。召集を受けた役員は、これを拒否することはできない。

第7章 補足及び付則

- 第29条 この規則遂行に関する必要事項は、選挙管理委員会においてこれを決定する。ただしその事項に関しては、理事会の承認を得なければならない。
- (改廃)
- 第30条 この規程の改廃は、理事会の承認を得て行なうこととする。
- (付則)
- 第31条 この規程は平成26年4月1日から施行する。